

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表（建築等）

[記入方法] 該当する項目の・に・xマークを記入する。（施工プロ）とは施工プロセスチェックでチェックされた項目である。

（主任監督員）

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	施工体制一般	施工体制が適切である		他の事項に該当しない	施工体制がやや不備である	施工体制が不備である
	「評価対象項目」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業分担と責任の範囲が施工体制台帳・施工体系図（下請総額下記 1未満不要）もしくは施工計画書で確認できる。（施工プロ） ・ 工事カルテの登録申請（請負金額2,500万円以上）は、監督員の確認を受けた上で契約締結後10日以内に行われている。（施工プロ） ・ 「建退共制度適用事業主工事現場」標識を現場に提示すると共に、証紙購入が適切に行われ、配布が受払簿等により把握されている。（施工プロ） ・ 施工体制台帳・施工体系図（下請総額下記 1未満不要）が整備され、施工体系図が現場に掲げられ、現場と一致している。（施工プロ） ・ 「労災保険関係成立票」の標識が公衆の見やすい場所に掲示している。（施工プロ） ・ 「建設業許可票」の標識が公衆の見やすい場所に掲示している。（施工プロ） ・ 建退共掛金収納書を工事完成時に確認した。（施工プロ） ・ 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 ・ その他（ ） 		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>評価方法</p> <p>当該「評価対象項目」のうち評価対象外の項目は削除する。――</p> <p>削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率で評価する。</p> <p>評価するもの ・ 評価できないもの x</p> <p>評価値(%) = 評価数 / 対象評価項目数 = ・ / (・ + x)</p> <p style="text-align: center;">以下 別紙 3まで同様省略</p> </div>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工体制が不備であり、監督員から文書により改善指示を行った。 <p>上記該当事項があれば…… e</p>	
	配置技術者 (現場代理人等)	技術者が適切に配置されている	技術者がほぼ適切に配置されている	他の事項に該当しない	技術者の配置がやや不備である	技術者の配置が不備である
	「評価対象項目」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場代理人として常駐し、工事全体の把握ができています。（施工プロ） ・ 現場代理人として、監督員との連絡調整を書面で行っている。（施工プロ） ・ 現場代理人は、乙が委任した事項について適切に処理をしている。（2 約款11条） ・ 作業主任者を選任し配置している。（施工プロ） ・ 主任技術者又は、監理技術者として現場に常駐し、技術的判断にすぐれ、良好な施工に努めた。（施工プロ） ・ 施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。（施工プロ） ・ 施工等に先立ち、創意工夫または提案を持って工事を進めている。（施工プロ） ・ 契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。 ・ 設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。 ・ 異常時、緊急時の対応・情報伝達・組織等が確立され現場の見やすい場所に掲示している。 ・ 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。また指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 ・ その他（ ） 		評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 b 評価値が60%以上80%未満 c 評価値が60%未満 d 評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする		<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場代理人等の技術者配置が不備で、監督員から文書により改善指示を行った。 ・ 専門技術者が配置されていない。 <p>1項目でも該当あれば…… d 2項目該当…… e</p>	
	2 「約款」は、建設工事請負基準約款をいう。					

審査項目	細 別	(主任監督員)					
		a	b	c	d	e	
2.施工状況	施工管理	施工管理が適切である		他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である	
		「評価対象項目」 ・ 約款第19条第1項(1)から(5)に基づく設計図書の照査を行い、施工がなされている。(施工プロ) ・ 施工計画書と現場施工方法が一致している。(施工プロ) ・ 施工計画書と現場の施工体制等が一致している。(施工プロ) ・ 施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。(施工プロ) ・ 工程に支障の無いよう工事材料の使用及び調達が十分なされている。 ・ 自社の管理基準を持ち、その基準により社内検査が完了していることが書面で確認できる。(施工プロ) ・ 日常の出来形管理が適時、的確に行われている。(施工プロ) ・ 日常の品質管理が適時、的確に行われている。(施工プロ) ・ 現場内での整理整頓が日常的になされている。 ・ 工事材料等の品質証明書等が適切に整理されている。(施工プロ) ・ 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。(施工プロのイメージアップ該当項目数で評価) (該当項目数：請負金額2千万円以下3以上、1億円以下4以上、3億円以下6以上、3億円以上9以上) (イメージアップが積み上げ計上の場合は、これらの項目以上の数で判定する。) ・ 立会確認の手続きが事前になされている。(施工プロ) ・ 工事記録写真等が適時、的確に整理されている。 ・ 建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切になされている。(施工プロ) ・ 工事全体で、使用機械・車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している。(施工プロ) ・ 段階確認、立会いの申請が適切な時期に行われている。(施工プロ) ・ 「施工プロセスチェック」で指摘事項がなかった。また指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 ・ その他 ()			・ 設計図書と適合しない箇所があり、文書により改善請求を行った。 ・ 施工計画書が工事施工前に提出されていない。 ・ 定められた工事材料の検査義務を怠り破壊検査を行った。 ・ 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督員から文書により改善指示を行った。		
		評価値が80%以上 b 評価値が60%以上80%未満 c 評価値が60%未満 d 評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする			1項目でも該当あれば.....d 2項目該当.....e		
	工程管理	工程管理が適切である		工程管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である
		「評価対象項目」 ・ 工程のフォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。(施工プロ) ・ 工程表の内容が検討され充実している。 ・ 現場設計内容の変更への対応が積極的に処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。(施工プロ) ・ 官公庁の休日または夜間に作業を行った場合、事前に書面で提出した。(施工プロ) ・ 時間制限、資材置場等の各種制約があるにもかかわらず、余裕をもって工期前に完成した。(全体工期の1割以上) ・ 夜間や休日等の作業を殆ど行うことなく、余裕をもって工期前に完成した。(同上) ・ 「施工プロセスチェック」で指摘事項がなかった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 ・ その他 ()			・ 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。(但し、改善指示による場合を除く) 上記該当あれば.....e ・ 自主的な工程管理がなされず、監督員から文書により改善指示を行った。 上記該当あれば.....d		
		評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 b 評価値が60%以上80%未満 c 評価値が60%未満 d 評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする					

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	安全対策	安全対策を適切に行った	安全対策をほぼ適切に行った	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備であった	安全対策が不備であった
		「評価対象項目」 ・ 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。(施工プロ) ・ 安全教育・訓練等を4時間/月以上適時、的確に実施し記録が整備されている。(施工プロ) ・ 安全パトロール、安全ミーティング(KY)等を実施し記録が整備されている。(施工プロ) ・ 店社パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。(施工プロ) ・ 災害防止(工事安全協議会等)を設置し、1回/月以上活動し記録が整備されている。(施工プロ) ・ 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者には正報告している。(施工プロ) ・ 安全管理の臨機の措置を行った。 ・ 使用機械、工具等の点検整備等がなされ管理されている。(施工プロ) ・ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。(施工プロ) ・ 山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。(施工プロ) ・ 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。(施工プロ) ・ 工事現場内・資機材置場・危険物置場の整理整頓がなされている。(施工プロ) ・ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 ・ その他 ()			・ 臨機の措置が不適切、または監督員の指示に従わなかったため、災害等の損害をうけた。 上記該当であれば.....e ・ 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であり、監督員から文書による指示を行った。 上記該当であれば.....d	
	対外関係	対外関係が適切であった	対外関係がほぼ適切であった	他の事項に該当しない	対外関係がやや不備であった	対外関係が不備であった
		「評価対象項目」 ・ 工事施工にあたり関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整を行ない、トラブルの発生がない。(施工プロ) ・ 工事施工にあたり地元(入居官署等を含む)との適切な折衝及び調整を行った。(施工プロ) ・ 地区住民等からの苦情等に対する的確に対応し、良好な対外関係であった。(施工プロ) ・ 第三者からの苦情がなかった。または苦情によるトラブルが少なかった。(施工プロ) ・ 関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。(施工プロ) ・ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 ・ その他 ()			・ 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。 上記該当であれば.....e ・ 請負者の対応による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった ・ 関係法令に違反する恐れがあったため、監督員から文書により指示を行った。 上記1項目でも該当であれば.....d	
		評価値が90%以上	評価値が80%以上90%未満	評価値が60%以上80%未満	評価値が60%未満	評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする

(主任監督員)

考査項目	細別	工種	a	b	c	d	e
			品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
3. 出来形及び出来ばえ	品質	建築工事 (新築)	[評価対象項目] (躯体工事) ・ 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 ・ 施工計画に定められた品質計画により管理されている。 ・ 材料の品質確認が適切である。 ・ 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 ・ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 ・ 不可視部分の写真記録が適切である。 (仕上げ工事) ・ 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 ・ 施工計画に定められた品質計画により管理されている。 ・ 材料の品質確認が適切である。 ・ 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 ・ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 b 評価値が60%以上80%未満 c 評価値が60%未満 d 「品質計画」については、仕様書1.1.2(9)、1.2.2を参考とする。 「品質管理」については、仕様書1.1.2(10)、1.3.6を参考とする。			・ 監督員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば..... d	・ 約款第18条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行った。 該当項目があれば..... e
			考査項目	細別	工種	a	b
3. 出来形及び出来ばえ	品質	建築工事 (改修)	[評価対象項目] ・ 品質管理方法が明確である。 ・ 施工計画に定められた品質計画により管理されている。 ・ 材料の品質確認が適切である。 ・ 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 ・ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 b 評価値が60%以上80%未満 c 評価値が60%未満 d			・ 監督員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば..... d	・ 約款第18条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行った。 該当項目があれば..... e

考査項目	細別	工種	a	b	c	d	e	
			品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である	
3. 出来形及び出来ばえ	品質	電気設備 工事	[評価対象項目] (機材) ・機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 ・製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 (施工) ・品質計画による品質管理記録が整備されている。 ・施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 ・施工完了時の試験及び記録が適切である。 ・機能の適切性が確認でき、試運転等の記録が整備されている。 ・不可視部分の写真記録が適切である。			評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 b 評価値が60%以上80%未満 c 評価値が60%未満 d 「品質計画」については、仕様書1.1.2(8)、1.2.2を参考とする。 「品質管理」については、仕様書1.1.2(9)、1.3.4を参考とする。	・ 監督員が文書で改善指示を行った。 該当項目があれば.....d	・ 約款第18条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行った。 該当項目があれば.....e

考査項目	細別	工種	a	b	c	d	e
			品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
3. 出来形及び出来ばえ	品質	機械設備工事	<p>[評価対象項目]</p> <p>(機材)</p> <ul style="list-style-type: none"> 機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 <p>(施工)</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質計画による品質管理記録が整備されている。 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 施工完了時の試験及び記録が適切である。 機能の適切性が確認でき、試運転等の記録が整備されている。 不可視部分の写真記録が適切である。 <p>評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 b 評価値が60%以上80%未満 c 評価値が60%未満 d</p> <p>「品質計画」については、仕様書1.1.2(8)、1.2.2を参考とする。 「品質管理」については、仕様書1.1.2(9)、1.3.4を参考とする。</p>			<ul style="list-style-type: none"> 監督員が文書で改善指示を行った。 <p>該当項目があれば.....d</p>	<ul style="list-style-type: none"> 約款第18条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行った。 <p>該当項目があれば.....e</p>

【記入方法】該当する技術力キーワード項目の・に マーク、事例項目・に を記入する。

(主任監督員)

審査項目	細別	技術力 キーワード 一覧表	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例
4.高度技術	キーワード評価	施工現場への対応 ・1.対象構造物の高さ、施工面積の規模 ・2.対象構造物の形状の複雑さ ・3.その他()	・延べ面積10,000㎡以上の建物 ・地上9階以上の建物 ・地下2階以上の建物 ・大ホール等を有する建物 ・研究所等、特殊設備・機能のある建物
		構造物固有の難しさへの対応 ・4.対象構造物の耐震レベル ・5.既設構造物の補強、撤去等特殊な工事 ・6.その他()	・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準において 類及びA類に属する工事 ・電気設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・機械設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・耐震及び免震構造の工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管、配線等の大規模な移設、切り直しを行った工事 ・仮設備等を設け、配管配線等の盛替え等を必要とする改修工事
		技術固有の難しさへの対応 ・7.工種及び工法の特異性 ・8.新工法（機器類を含む）及び新材料の適用 ・9.その他()	・施工場所や構造物の特異性に対処するための新技術、新工法を採用した工事 ・パイロット工事、又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・その他特殊な工法及び材料等を用いた工事等 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・V E 提案された工法等が高度技術で評価できる場合
		厳しい自然・地盤条件への対応 ・10.湧水の発生、地下水の影響 ・11.軟弱地盤、支持地盤の状況 ・12.工事用道路・作業スペースの制約 ・13.雨・雪・風・気温の影響 ・14.その他()	・地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事 ・冬期施工の為、大規模な雪寒冬囲をする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事 ・施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事
		厳しい周辺環境等、社会条件への対応 ・15.地中埋設物等の地中内の作業障害物 ・16.工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架空線・建築物等の近接物 ・17.周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 ・18.周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 ・19.生活道路を利用した資機材搬入等の工事用道路の制約 ・20.現道上で、特に交通規制及びその処理に伴う作業 ・21.騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等 ・22.その他()	・地元調整や環境対策の制約が特に多い工事 ・工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも厳しく、施工の制限を受けた工事 ・工事に先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事 ・環境対策が工程に大きな影響を与えた工事 ・大気圧を超える気圧下の作業室での工事 ・酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事。地上・(水面)から10m以上(10m以下)での工事 ・工程上他工事の制約を受け、機械・人員の増強を行った工事 ・大規模なテレビ電波障害対策工事を行った工事 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事
		施工現場での対応 ・23.災害等での臨機の処置 ・24.施工状況（条件）の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等 ・25.その他()	・特に困難な調整を有する他工事（近接区）の請負者が複数ある工事 ・外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事
	その他 ・26.その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評定する必要がある事項 ()	・その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術	
記述評価 【 マークを付したキーワード項目について、評価の内容を詳細記述】	評点 _____ 点 ・高度な技術力は、加點評価とする ・該当キーワードの数の数と重みを勘案して評価する ・1項目2点を目安とするが内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい ・加點は+13点~0点の範囲とする	【高度技術のキーワードの詳細】 ----- ----- ----- -----	

Ver.K1401

- 1.高度な技術力とは、工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術を要する必要があった技術を評定するものである。なお「5. 創意工夫」との二重評価はしない。
2. キーワードの評価（選定）及び詳細評価は、「主任監督員」と「総括監督員・工事を総括する技術職員」との合議をもって行う。
- 3.高度技術は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では「5. 創意工夫」で評価しなかったものを対象とする。
- 4.評定は請負者から提出された実施状況に関する書類を活用する。
- 5.高度技術のキーワードの詳細欄は、特に詳細に記述すべき内容のあるときに記載するものとする。

【記入方法】創意工夫キーワードの該当する項目・に マーク、事例項目 にレを記入する。

(主任監督員)

考查項目	細 別	1. 創意工夫キーワード一覧表(創意工夫が多く見られるリスト)		施工性	品質	安全性	作業環境	その他(項目記載)
5 創意工夫	創意工夫 キーワード 評価	準備・後片 付け関係	<ul style="list-style-type: none"> 1. 測量・位置出しにおける工夫 2. 現地調査方法の工夫 3. その他() 					() () ()
		施工関係	<ul style="list-style-type: none"> 4. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 5. 工場加工製品等を活用し副産物及び廃棄物の減少に工夫及びリサイクルに対する積極的な取り組み 6. 土工事、地業工事、鉄骨建方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 7. 部材・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 8. 電気工事等の配線・配管等での工夫 9. 給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫 10. 照明・視界確保等の工夫 11. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工の工夫 12. 運搬車両・施工機械等の工夫 13. 支保工、型枠工、足場工及び仮棧橋、覆工板、山留工の仮設工関係の工夫 14. 施工管理及び品質向上等の工夫 15. プレハブ工法等を採用し工期短縮等の工夫 16. 改修工事等における仮設施工の工夫 17. その他() 					() () () () () () () () () () () () () () () () () ()
		品質関係	<ul style="list-style-type: none"> 18. 集計ソフト等の活用と工夫 19. 躯体工事の品質管理の工夫 20. 材料の検査試験に関する工夫 21. 施工の検査試験に関する工夫 22. 品質記録方法の工夫 23. その他() 					
		安全衛生関係	<ul style="list-style-type: none"> 24. 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺足場等) 25. 安全教育、技術向上講習会等、教育・ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 26. 現場事務所、労務者休憩所等の居住空間及び設備等の工夫 27. 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 28. 供用中の道路等の事故防止及び一般交通確保等のための工夫 29. 苦渋作業等の作業環境提言等の工夫 30. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 31. その他() 					() () () () () () () () ()
		施工管理関係	<ul style="list-style-type: none"> 32. 出来形管理等に関する工夫 33. 施工計画書及び写真記録等に関する工夫 34. 出来形、品質との計測関係等の工夫及び集計、管理図等の工夫 35. CAD、施工管理ソフト、度量管理システム等の活用 36. その他() 					
		その他	<ul style="list-style-type: none"> 37. その他() 38. その他() 					() ()
		記述評価 【 マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	<p>評点 点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する ・該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。 ・1項目1点を目安とするが、内容によっては、それ以上の点数を与えてもよい ・加点は+7点~0点の範囲とする 	【創意工夫の詳細】				

Ver.K1401

1. 創意工夫においては「4. 高度技術」の考查項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。
2. 「3. 出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本考査でも再評価する。
3. 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。
4. キーワードの評価(選定)及び詳細評価は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用するとともに、「主任監督員」と「総括監督員・工事を総括する技術職員」との合議をもって行う。
5. 「4. 高度技術」との二重評価はしない。
6. 創意工夫の詳細欄は、特に詳細に記述すべき内容のある時に記述するものとする。